

(2010年4月一部改訂)

日貨協連貨物補償制度 のご案内

— 運送業者貨物賠償責任保険 —

この制度の特色は

- ①個々で加入するより掛金がお得
- ②加入台数20台以上で、更に割引!
- ③補償内容が充実!
 - 残存物取片付け費用(自動付帯)
 - 第三者賠償責任保険(自動付帯)
 - 検査費用(自動付帯)
 - 易損品オールリスク + 冷凍・冷蔵機械装置等の破損・故障による損害を補償(任意付帯)



日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目23番地(東貨健保会館4階)

【取扱い代理店】日貨振興株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目23番地(東貨健保会館4階)

TEL:03-3355-2035

FAX:03-3355-2037

この制度は、日貨協連または交協連会員トラック交通共済協同組合の組合員の皆様が、輸送を受託した貨物の輸送中・輸送に付随する保管中に偶然かつ外来の事故により貨物に損害を与えた場合に、荷主および元請運送人に対して負担する法律上・契約上の賠償責任を補償する制度です。



(1) 加入対象者

日貨協連または交協連会員トラック交通共済協同組合の組合員

※日貨協連は日本貨物運送協同組合連合会の略称、交協連は全国トラック交通共済協同組合連合会の略称

(2) 対象車両

加入事業者が保有する車両および傭車が対象。

※契約時に車両ナンバーを特定いたします。(以下、特定した車両を「加入車両」といいます。)

※けん引車、被けん引車については(8)けん引車・被けん引車の掛金と補償範囲の内容をご確認ください。

(注1) 営業用車両として登録が行われていない車両(いわゆる白ナンバー車両)を加入車両とすることはできません。

(注2) 営業用車両として登録された軽貨物車も加入車両とすることができますが、軽貨物車のみでの加入はできません。

(注3) 輸送先まで近距離なため台車のみで輸送するなど、加入車両によらない輸送で事故が発生した場合は補償金お支払の対象外となります。

(3) 補償期間

この制度による補償期間は、毎年9月1日より翌年8月31日までの1年間です。中途加入の場合は原則として掛金※1の入金のあった日の翌日から8月31日までとなります。

※1「掛金」とは保険約款上の「保険料」を「補償期間」とは「契約期間」をさします。(以下同様)

(注)補償期間内の事故であっても、その補償期間中に相当する掛金(年払、月払を問わず)が未納の場合は、その事故により生じた損害に対して補償金をお支払いいたしませんのでご注意ください。

(4) 対象貨物

◆対象となる貨物は…

加入事業者が輸送を受託した貨物が対象。

◆対象とならない貨物は…

- ①貨紙幣類・有価証券その他これに準ずるもの(金・銀・白金の地金を含みます。)
- ②貴金属・宝石、美術品・骨董品類、象牙、べっ甲、珊瑚
- ③家畜・生動物(活魚を含みます。ただし、あさり・帆立貝などの貝類、えび・かになどの甲殻類は活魚には含みません。)
- ④価格の決定が困難なもの(記念品・書類・写真・設計図など)

(注)上記の対象とならない貨物以外にも条件制限貨物(補償内容が制限される貨物)があります。詳しい内容については(5)補償の内容をご確認ください。

(5) 補償の内容

◆補償する主な損害は…

1.貨物に対する損害を補償いたします。

貨物を荷受人に引渡すまでの間に、輸送中(車上仮置中を含みます。)のみならず輸送に付随する保管中(注)などの加入事業者が貨物を受託している間に発生した次のような事故により、荷主に対して賠償責任を負担することにより被る損害に対して補償金をお支払いいたします。

保管を目的とする保管については、別途保険の手配が必要です。詳細は代理店までお問い合わせください。

(注)輸送に付随する保管とは、加入車両を用いて行う輸送業務の遂行にあたって通常生ずる、積替え、輸送待ち、荷捌き、仕分けなどの作業のために車両以外の場所で一時的に貨物が滞留する期間をいいます。(トラックへの積込み・荷卸しなどの荷役作業中は輸送中となります。)

※加入車両により保管場所まで輸送され、かつ、最終の目的地ならびに最終の目的地への輸送の時期が決まっているものに限りま。また、最終の目的地への輸送についても加入車両により輸送されることが必要となります。

※機器の据付や組立・解体中、流通加工中(荷造り作業中、タグ付け作業中など)に生じた損害に対しては補償金お支払の対象外となります。

基本補償 (Aプラン)

貨物の種類		主な事故
①一般貨物 (②～⑧以外の貨物)		オールリスク条件で補償 <ul style="list-style-type: none"> ●トラックの衝突、転覆、墜落、沈没 ●火災、爆発 ●雨、雪等による濡れ ●破損、まがり、へこみ ●盗難、不着、不足 ●汚損、擦損、かぎ損
条件制限貨物 1 (補償内容が制限される貨物)	② 青果物、生鮮食料品 (※1) ③ 生花、植物 ④ 冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物 ⑤ コンテナ自体 (※2) ⑥ ばら積み貨物 (※3) ⑦ 易損品 (※4)	<ul style="list-style-type: none"> ●トラックの衝突、転覆、墜落、沈没 ●火災、爆発 ●盗難 ●各荷造りごとの不着 (荷造りがされず輸送されるばら積み貨物はトラック1台ごとの不着)
条件制限貨物 2 (補償内容が制限される貨物)	⑧ 野積み中の貨物 (※5)	●火災、爆発

(※1) 生鮮食料品にはあさり・帆立貝などの貝類、えび・かになどの甲殻類を含みます。

(※2) コンテナとは、鉄道コンテナや外航コンテナをいいます。

(※3) ばら積み貨物とは液状、粉状、粒状、気状、泥状、結晶状、塊状、棒状などの形状で、個数によらず、重量または容積により取引が行われる貨物であり、梱包をせずに輸送用具にそのまま積載して輸送される貨物をいいます。

重量・容積単位で取引される古紙、鉄くず、産業廃棄物などはばら積み貨物となります。

(※4) 易損品とは、瓦・レンガなど窯業製品、陶器(セラミックを含みます。)、磁器、石製品、ガラス、ガラス製品、セメント・コンクリート製品、石膏ボード、スレートなどの貨物をいいます。ただし、ガラス瓶入り貨物やかめ入り貨物などについては、易損品ではなく、一般貨物として取り扱いします。詳細につきましては代理店・引受保険会社までお問い合わせください。

(※5) 野積み中には、貨物が完全に囲われていない建物(トラックターミナルまたは物流センターなどの建物は除きます。)、仮設テント倉庫、建設作業中の建物・構内に置かれている状態を含みます。

ワイド補償 (Bプラン) では

⑦易損品について
上記①一般貨物と
同じ条件で補償

②青果物、生鮮食料品
③生花、植物
④冷凍・冷蔵・保温・保冷貨物

上記Aプランの補償に加え
冷凍・冷蔵機械装置などの
破損・故障による損害を補償

2.費用損害を補償いたします。

(1) 以下の費用損害を補償いたします。

(ア) 損害防止費用	事故後、損害の防止、軽減に努めるために加入事業者が支出した費用を補償いたします。
(イ) 仕分け費用	事故後、損害品と正品を仕分けするために支出した費用を補償いたします。
(ウ) 継搬費用	事故後、貨物を仕向地へ輸送するために要した費用を補償いたします。(ただし、通常要すべき費用、加入事業者が任意に支出した費用は含みません。) (例) 貨物の輸送中に追突事故が発生し輸送用具が自力走行不能となった場合に貨物を積み替えて当初の目的地まで輸送する時に必要となる代車費用。

★1 上記(ア)～(ウ)の費用損害につきましては、貨物の損害による補償金と合算し、加入者証記載の補償限度額を限度に補償金をお支払いいたします。(自己負担額は1事故につき5万円を適用いたします。)

(2) 検査費用

貨物の損傷の有無を確認するために必要な検査費用などを1事故につき100万円を限度として補償いたします。ただし、上記(1)(イ)で対象となる費用を除きます。

★2 上記(1)、(2)の費用損害につきましては、貨物の損害による補償金と合算して1事故につき5万円の自己負担額を適用いたします。

(3) 残存物取片付け費用

事故後、損害を受けた貨物の残存物の取り片付けに必要な費用を補償いたします。

ただし、引受保険会社の承認を得て支出されたもので、

補償金(貨物に対する損害+(ア)損害防止費用+(イ)仕分け費用+(ウ)継搬費用-自己負担額5万円)の10%を限度とし、200万円を超えない額といたします。

3.第三者に対する賠償責任を補償いたします。

荷役作業中に、通行人にケガをさせてしまった場合や、台車で壁に傷をつけてしまった場合などの第三者に対する賠償責任を補償いたします。また、ドライバーが荷役作業のために、一時的に借用したフォークリフト自体を傷つけてしまった場合についても、補償の対象といたします。

対人・対物あわせて1事故につき1,000万円を限度といたします。また、貨物の損害とは別に自己負担額 5万円が適用されます。

この保険でお支払いできない主な損害は

【受託貨物の損害・第三者賠償責任共通】

- 1 被保険者、契約者およびこれらの者の使用人の故意による損害
- 2 地震、噴火、津波、戦争、ストライキ、暴動、原子核反応、検疫、官の処分による損害
- 3 地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害
- 4 法令に定めた運転資格をもたないものまたは飲酒運転者などの運転中に生じた損害
- 5 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為などによる損害
(輸送中については普通保険約款およびテロ行為等不担保特別約款以外の特別約款の規定に従い、補償金のお支払の可否を判断)
- 6 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害
- 7 (Aプランのみ) 冷凍・冷蔵・保温・保冷のための機械・装置などの破損・故障による損害

【受託貨物の損害のみ適用】

- 1 貨物の自然の消耗・性質・欠陥による損害
- 2 運送の遅延による損害、違約金・逸失金などの間接損害
- 3 荷造りの不完全、輸送用具・輸送方法の不相当による損害
- 4 輸送用具の不完全被覆による損害(平ボディトラックの荷台部分に十分な防水シートを掛けずに輸送したことにより発生した雨濡れ損害など)
- 5 警察で届出が受理されていない盗難・紛失による損害
- 6 下請運送人の経済的破綻によって生じた損害
- 7 積載物の重量、高さ制限などの積載方法につき法令に違反したことにより生じた損害
- 8 間接費用(代替品の運送費・違約金・慰謝料・逸失利益・リキ料・リース料など)

【第三者賠償責任のみ適用】

- 1 被保険者の使用人、下請人などが業務従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 2 自動車事故(一時的に借用したフォークリフトによる賠償事故を除きます)による賠償責任
- 3 損害賠償に関し他人との間に結んだ特約により加重された賠償責任

(6) 補償限度額と自己負担額

補償限度額と自己負担額は次のとおりです。

◆貨物の損害

※小型車:5トン未満 大型車:5トン以上(積載量)

補償限度額		自己負担額
小型車	輸送中 (1事故・1台あたり)	1,000万円
大型車		1,500万円
輸送に付随する保管中(1事故あたり)		5,000万円
		5万円

(注1)1事故補償限度額には、残存物取片付け費用、検査費用以外の費用損害を含みます。

(注2)貨物の損害と各種費用損害の合計から自己負担額を差し引いた金額につき、補償限度額を限度に補償金をお支払いいたします。

◆上乗せ補償

輸送中の補償限度額以上の補償を必要とされる際には、小型車の場合は4,000万円、大型車の場合は3,500万円まで500万円単位で補償限度額の上乗せが可能です。

(7) 掛 金 (トラック1台あたり)

次の『掛金算出表』により計算いたします。小型・大型別車両1台あたりの掛金を、加入事業者の加入する小型・大型別台数にそれぞれ乗ずることにより得た金額の合計額となります。

プラン別掛金 <月払い>

加入総台数	基本補償(Aプラン)		ワイド補償(Bプラン)	
	小型	大型	小型	大型
19台以下	2,500	3,000	3,000	3,600
20~29台	2,470	2,960	2,960	3,550
30~39台	2,440	2,920	2,930	3,500
40~49台	2,400	2,870	2,880	3,440
50~99台	2,350	2,810	2,820	3,370
100台以上	2,300	2,750	2,760	3,300

<年払い>

(1台あたり:円)

加入総台数	基本補償(Aプラン)		ワイド補償(Bプラン)	
	小型	大型	小型	大型
19台以下	27,500	33,000	33,000	39,600
20~29台	27,170	32,560	32,600	39,070
30~39台	26,840	32,120	32,210	38,540
40~49台	26,400	31,570	31,680	37,880
50~99台	25,850	30,910	31,020	37,090
100台以上	25,300	30,250	30,360	36,300

※ 小型車:5トン未満 大型車:5トン以上(積載量)

※ 年払いでの掛金のお支払いは、9月1日加入に限ります。

※ Aプラン、Bプランの選択は加入事業者単位となります。車両単位での選択はできません。

上乗せ補償（追加掛金）

※前述のプラン別掛金に下記の追加掛金を加算いたします。

(1台あたり：円)

補償限度額(上乗せ額)		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円
上乗せ後 補償限度額	(小型車)	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円
	(大型車)	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	—
追加掛金	月払い	1,360	2,000	2,360	2,680	3,000	3,270	3,540	3,820
	年払い	15,000	22,000	26,000	29,500	33,000	36,000	39,000	42,000

※上乗せ補償は車両単位での設定が可能です。

※小型車・大型車とも同掛金です。

※年払いについては、8月31日までの未経過月数の月割りとしています。

※車両台数にかかわらず同掛金となります。後述(9)の損害率による掛金の調整の適用とはなりません。

※小型車の上乗せ補償額は4,000万円、大型車の上乗せ補償額は3,500万円(1台あたりの輸送中・1事故限度額合計は5,000万円)までとなります。

(8) けん引車・被けん引車の掛金と補償範囲

「けん引車」・「被けん引車」のいずれか一方のみを加入車両とする、または「けん引車」・「被けん引車」の両方を加入車両とするいずれ方法でも加入することができます。

【掛 金】①「けん引車」・「被けん引車」のいずれかのみを加入車両とする場合の掛金は、加入車両とする台数に対し大型車1台の掛金を乗じて算出いたします。

②「けん引車」・「被けん引車」の両方を加入車両とする場合の掛金は、加入車両とする「けん引車」の台数、「被けん引車」の台数のいずれが多い台数に対し大型車1台の掛金を乗じて算出いたします。

(上乗せ補償の追加掛金も①、②と同様に算出します。)

【補償範囲】①「けん引車」を加入車両とする場合は、加入車両としない「被けん引車」(他社の「被けん引車」を含みます。)をけん引する場合も補償の対象となります。(フェリー輸送中など「けん引車」から切り離されている間を除きます。)

②「被けん引車」を加入車両とする場合は、加入車両としない「けん引車」でけん引されている間はもちろん、「けん引車」から切り離された車上仮置中(フェリー輸送中を含みます。)についても補償の対象となります。(ただし、加入事業者が荷主もしくは元請運送人に対して運送契約上の賠償責任を負うことが前提となります。)

③「被けん引車」自体は輸送を受託した貨物ではなく輸送用具となるため、「被けん引車」自体に生じた損害は補償の対象外となります。

(9) 損害率による掛金の調整

加入事業者毎に過去3か年半の損害率を算出いたします。

損害率とは、各加入事業者が支払った掛金に対する引受保険会社が事故で支払った補償金の割合をいいます。

9月1日～8月31日までの期間を1年間として、更改年度の直近の2月末から過去3か年半の掛金および補償金にて算出した損害率に基づき掛金を調整いたします。

(10) 脱退した加入事業者の再加入の取扱い

①脱退した加入事業者の再加入時の掛金は以下を適用いたします。

(掛金の不払いにより脱退となった加入事業者の再加入はできません。)

・更新時に脱退された加入事業者

更新時にご案内いたしました掛金(割増率)が適用となります。

・9月1日から2月末日までの間に中途脱退された加入事業者

脱退当時適用の掛金(割増率)が適用となります。

・3月1日から8月31日までの間に中途脱退された加入事業者

中途脱退されなかった場合に適用となった次年度掛金(割増率)が適用となります。

②再加入の次年度以降につきましては、再加入年度の過去3か年半を成績期間として以下の内容にて算出した損害率に基づき掛金を調整いたします。

・脱退から再加入までのブランクの期間はなかったものとして算出いたします。

・中途脱退の場合は、脱退した年度の掛金は1年に換算して算出いたします。

・再加入が中途加入の場合は、再加入の年度の掛金は6ヶ月分もしくは12ヶ月分に換算して算出いたします。

(11) 加入申込

当補償制度は事業者単位で加入するしくみになっておりますので、事業者より取扱代理店の日貨振興株式会社へお申込みください。

【1】加入申込み時期

9月1日加入の場合は、指定した締切日までといたします。(日貨振興株式会社到着ベース)

9月1日以降申込みのものについては、原則として掛金の入金があった日の翌日から補償期間が開始し、8月31日までの期間となります。

【2】加入申込みの方法

以下①～③を日貨振興株式会社へ送付してください。

①加入申込書:必要事項をご記入の上、申込者印(法人の場合は代表者印)を押印してください。

②加入申込書別紙:必要事項をご記入ください。

③預金口座振替依頼書:必要事項をご記入の上、申込者の銀行届け出印を押印してください。(継続加入でご提出済みの場合は不要です。)

【3】掛金の支払い

初回の掛金については加入申込書に記載されている掛金の計算方法により計算し、所定の口座へお振込ください。加入申込書が到着していても掛金が振込まれていない場合には、掛金が着金する以前に発生した事故に対しては補償金が支払われませんので、申込書の送付と同時に振込手続きをしていただきますようお願いいたします。

(12) ご契約後にご注意いただきたいこと

<補償期間中の車両の増減、入替および加入条件の変更について>

ご契約後、車両を新規に購入あるいは売却することなどにより、加入車両に増減・車両入替が生じる場合および加入条件の変更が必要な場合は、前日までに日貨振興株式会社へご通知(所定の異動通知書によるFAX)ください。通知日以降の変更日より当制度が適用されます。(通知日より前に生じた損害については補償金をお支払いできません。)

また、変更のご通知をいただいた場合で追加掛金が発生する場合には、所定の期日までに追加掛金をお支払いいただきます。所定の期日までに追加掛金のお支払がなく、事故が発生した場合には補償金が支払われませんのでご注意ください。

詳細は普通保険約款・特別約款・特約条項をご確認ください。

(13) 事故発生の場合の手続き

万一事故が発生したときは、ただちに事故報告票記載の三井住友海上火災保険株式会社の事故連絡先までご通知ください。事故の連絡が遅れますと、補償金のお支払いができなくなるおそれがありますので、充分にご注意ください。

手続きの詳細につきましては、日貨協連貨物補償制度加入者証をお送りする際にお知らせいたします。

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、各引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、各引受保険会社および各引受保険会社のグループ会社が本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)または各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて>

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。(詳細については、三井住友海上ホームページ<http://www.ms-ins.com>または引受保険会社のホームページをご覧ください。)

<新規加入申込書記入例>

日貨協連貨物補償制度加入申込書

(運送業者貨物賠償責任保険)

日本貨物運送協同組合連合会 御中

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目23番地(東貨健保会館4階)

日貨協連貨物補償制度の趣旨に賛同し、下記のとおり加入申込をいたします。
(太枠内のご記入をお願いいたします。)

加入申込日 平成 22 年 4 月 15 日

日貨振興入金日	日貨振興受付日

所属協同組合名 ○○○○協同組合		所属組合について該当するものに○(両方の組合員の場合は両方に○)をつけてください。 両方の組合に加入の場合は左記の所属協同組合名(2)にもご記入ください。 (○)日貨協連(日本貨物運送協同組合連合会)会員組合の組合員 ()交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の組合員(例:○トラック交通共済協同組合)				
所属協同組合名(2)						
加入 申 込 者	TEL 03 - 1234 - ●●●●	貨物の補償	輸送中 (1事故・1台あたり) (車上仮置中を含みます。)	小型車	補償限度額 1,000万円	自己負担額 5万円
	FAX 03 - 1234 - ●●●●		大型車	1,500万円	5万円	
	(〒160 - 0020)		輸送に付随する保管中(1事故)	5,000万円	5万円	
	住所 東京都新宿区四谷3-●-●		掛金			
会社名 日本運輸株式会社	代表者名 取締役社長 日貨 一郎	該当するものに○をつけてください。 (○)月払方式 ()一括年払 (補償) (○)基本補償(Aプラン) ()ワイド補償(Bプラン)	小型車…積載量5トン未満 大型車…積載量5トン以上	小型 1台あたりの掛金 2,500円× 5台 = 12,500 円	大型 1台あたりの掛金 3,000円× 8台 = 24,000 円	
補償期間 平成22年5月1日～平成22年8月31日まで 4ヶ月間			小計④	13台	36,500 円	
※他の保険契約	車両保有台数 15台	上乗せ補償 (輸送中。車上仮置中を含みます。)	補償限度額 (上乗せ額)	1台あたり 追加掛金	台数	追加掛金計
この補償制度で補償金のお支払対象となる損害に対して保険金をお支払する他の保険契約がある。 (ありのときは右欄に記入) ・記入がない場合は「なし」となります。	あり 1		500万円	1,360円	2台	2,720円
			1,000万円	2,000円	1台	2,000円
			小計⑤		3台	4,720円
			合計掛金(小計④+⑤)			41,220円

☆ 記入上の注意点
 ○※印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご記入内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除し、補償金をお支払いできないことがありますので十分にご確認のうえご記入ください。
 ○補償期間、台数、掛金、補償額限度額(上乗せ額)ならびに()欄への○印のご記入をお願いいたします。
 ○加入対象車両のナンバーや補償限度額を加入申込書別紙(加入車両ナンバー一覧)にご記入ください。
 ○補償内容の詳細についてはご案内、しおり、約款をご覧ください。

【取扱代理店】 日貨振興株式会社
 TEL: 03 (3355) 2035 FAX: 03 (3355) 2037
 【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社(幹事) 1:日貨協連用
 共栄火災海上保険株式会社 83181 3×1,000 2010.3(改) (02) 77

日貨協連貨物補償制度
加入申込書別紙(加入車両ナンバー一覧【トレーラー以外用】)

会社名: 日本運輸株式会社

補償限度額	小型		大型		上乗せ補償(大型車は3,500万円、小型車は4,000万円が限度となりますのでご注意ください)					
	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円
No.	車両ナンバー	車両ナンバー	上乗せ補償を選択する場合は○を記入							
1	品川 800 か 1234									
2	品川 800 か 1235									
3	品川 800 か 1236									
4	品川 800 か 1237								○	
5	品川 800 か 1238									
6		品川 800 い 2221							○	
7		品川 800 い 2222							○	
8		品川 800 い 2223								
9		品川 800 い 2224								
10		品川 800 い 2225								
11		品川 800 い 2226								
12		品川 800 い 2227								
13		品川 800 い 2228								
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

「日貨協連貨物補償制度」ご質問シート

住所 〒160-0020 東京都新宿区四谷3-●-●
 事業者名 日本運輸株式会社

ご記入日 平成22年 4月 3日
 ご記入ご担当者: 日貨 一郎
 Tel: 03-1234-●●●●
 Fax: 03-1235-●●●●

制度の安定的な運営のため、新規でご加入される事業者様につきましては、本ご質問シートへのご回答をお願いしております。

1 現在の全保有車両台数
 ●小型(最大積載量5トン未満) 5台
 ●大型(最大積載量5トン以上) 10台 (N-レーンの場合は、けん引車・被けん引車のいずれか台数を記載ください)

2 主たる取り扱い輸送品
 (主な輸送品)
 雑貨、家電製品
→けん引車、Nゲート等の建設車両を輸送される事業者ならびに引路を主たる業務とする事業者は対象外となります。また、別列は対象車種にはあてはまりません。

3 これまでの荷物保険について(該当するものに○印をお願いいたします)
 () 保険をつけていなかった。
 () 保険をつけていた。 ①保険会社名: ()
 ②保険の種類: () 運送業者貨物賠償責任保険
 () 受託貨物賠償責任保険
 () 都度申込みの運送保険
 () その他()

4 「日貨協連貨物補償制度」加入の理由
 () 荷主からの要請があった。
 () 従来の保険料より本制度の掛金が安いから。
 () 従来の保険の更改時に値上げの要請をされたから。
 () その他 具体的に… ()

5 過去1年間の荷物の事故について(保険でご請求された事故か否かは問いません。)
 () なし
 () あり 一ありの場合、以下を記入。

月日	貨物	概算損害額(万円)	事故内容
5/5	電化製品	50万円	⑤

ご記入ありがとうございました。

事故内容
 ① 衝突、転覆等の車両事故
 ② 火災事故 ③ 悪天候等の濡れ
 ④ 盗難・不意盗 ⑤ 破損事故
 ⑥ その他

以上
 (2010年4月作成)

事故発生の際の連絡先

三井住友海上火災保険株式会社

地域	事故担当部署名	郵便番号	住所	TEL/FAX番号
北海道	海損部(札幌)	〒060-8631	札幌市中央区北3条西2-6 札幌MTビル8階	TEL 011-213-3355 FAX 011-213-3356
東北	海損部(仙台)	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-5-27 三井住友海上仙台ビル9階	TEL 022-221-9051 FAX 022-222-8825
関東 甲信越	海損部国内貨物保険金お支払センター	〒101-8011	千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上駿河台ビル6階	TEL 03-3259-3598 FAX 03-3259-8739
東海	名古屋海損保険金お支払センター	〒460-8635	名古屋市中区錦1-2-1 三井住友海上名古屋ビル7階	TEL 052-203-3151 FAX 052-203-3439
北陸 関西	大阪海損保険金お支払センター	〒540-8677	大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上淀屋橋ビル6階	TEL 06-6233-0041 FAX 06-6233-0208
中国	中国海損保険金お支払センター	〒730-0806	広島市中区西十日市町9-9 広電三井住友海上ビル4階	TEL 082-234-5840 FAX 082-234-1228
四国	四国海損保険金お支払センター	〒794-0043	今治市南宝来町2-1-30 三井住友海上今治ビル2階	TEL 0898-33-1141 FAX 0898-24-0187
九州	九州海損保険金お支払センター	〒810-8683	福岡市中央区赤坂1-16-14 三井住友海上福岡赤坂ビル6階	TEL 092-722-6448 FAX 092-722-6905

営業時間 平日9:00~17:00

■この保険は、「日本貨物運送協同組合連合会」が「保険契約者」となり、「日貨協連または交協連会員トラック交通共済協同組合の組合員」を「被保険者(補償の対象者)」とする契約です。

■ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

■ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

■取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社) 引受割合 60%
共栄火災海上 / 40%

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第三部 海上第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9

TEL : 03-3259-6639

FAX : 03-3259-7371

共栄火災海上保険株式会社

再保険・海上部 海上保険室 海上営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL : 03-3504-2333

FAX : 03-3595-1971